令和８年（フ）第５５１号
熊本市中央区春竹町大字春竹61番地６　コーポ栄205
債務者　山田　凌平
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８９号
熊本市西区上熊本３丁目15番16―303号
債務者　林田　梨佐
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６３４号
熊本市南区野田１丁目１番29号　リヴェール・リッシュ１　103号
債務者　川田　強志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１８号
神奈川県座間市栗原中央１丁目21番35号
破産者　高橋　眞悟
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２５８号
相模原市中央区相模原４丁目５番１号　ライオンズマンション相模原第五　602号室
破産者　小池　敦寛
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６６号
相模原市中央区淵野辺４丁目28番４号　エスケーハイツ淵野辺103
破産者　篠原　和己
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８９号
神奈川県座間市相武台４丁目16番23号　サンハイツ103号
破産者　井植　崇人
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３９８号
相模原市緑区大島1376番地11
破産者　水野　大樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２０号
鹿児島県出水市向江町36番40号　スプリング出水207号
破産者　日渡　一幸
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第３８８号
相模原市中央区水郷田名１丁目３番10―507号
破産者　小松　羅加
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第７２号
山梨県甲斐市竜王新町915番地１　グリーンヴィラージュＢ　103
破産者　坂本　悠真
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
山梨県甲斐市篠原1855番地35
破産者　内藤　豊子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０７号
山梨県甲府市和田町770番地
破産者　野村　佳史
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４６号
岐阜県瑞穂市只越1211番地２　テラスノバ穂積只越　906号
破産者　形山　英二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１６８号
岐阜市茜部菱野２丁目126番地１（アコールヤマショウ　203)、開始決定記載の住所岐阜市福富迎田45―３、(前住所）岐阜市福富天神前347番地４、(前々住所）岐阜市粟野西１丁目278番地（シュロス眉山　102）
破産者　ライフカラーこと　稲田　嵐士
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第６０１号
熊本県上益城郡益城町大字安永699番地１　ＴＲステージ303号
破産者　鶴田英一郎
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６７号
熊本市西区花園２丁目４番13号　アミィ花園206
破産者　古場あゆみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係